

エタノール製剤のご利用について

今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、エタノール製剤についてのお問い合わせを多数いただいております。

弊社にて製造販売しているエタノール製剤は、食品添加物です。

一般的な使用方法としては、食品等の加工工程等において、直接噴霧又は浸漬、添加等するというものであり、食品の日持ち向上を目的としています。

また、調理器具、食器類、台所用品、ふきん、冷蔵庫、厨房内の除菌等にも噴霧等によりお使いいただいております。その際に手指に少量付着しても通常は問題ありませんが、必要に応じてゴム手袋等をしていただくようお願いしております。

弊社エタノール製剤につきましては、食品添加物であって、医薬品・医薬部外品ではありませんので、手指を含むヒトの身体に使用することは想定しておりません。

従いまして、医薬部外品のように手指の保湿を目的とした成分等は配合されておりません。また、新型コロナウイルスへの効果を確認したデータはございません。

厚生労働省より、医療機関等では使用者の責任において、高濃度エタノール製品（60vol%以上）を手指消毒用エタノールの代替品として使用して差し支えないことが示されています。¹ 弊社製品においては、食品表示基準に従ってwt%（重量濃度）でエタノール濃度を表示しておりますが、60vol%（容量濃度）以上には56wt%以上の製品が該当します。

小容量の容器に詰め替えたがどのくらい日持ちするかというお問合せも多数いただいております。弊社では製品開封後の品質は保証いたしかねますが、衛生的な取り扱い、保管を行っていただければ品質保証期限内は問題ないものと判断しています。ただし、エタノールは揮発しやすいため、密閉して早めにお使いいただくことをお勧めします。

エタノール製剤のご利用に際しては、上記の他、火気には十分にご注意をお願いします。

2020年5月7日改定
株式会社ウエノフードテクノ

¹ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2））
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/7125/00359840/jimurenaku_r020423-1.pdf

追記 1

2021年5月31日付で厚生労働省より、食品等に関連する施設、店舗等において、やむを得ない場合に限り、下記（ア）及び（イ）の要件を満たす食品添加物エタノール製品を、食品等事業者の責任において手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないことが示されました。²

（ア） エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、新型コロナウイルスに対して、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告等があることを踏まえ、70vol%以上のエタノールが入手困難な場合には、手指消毒用として、60%台のエタノールを使用しても差し支えないこと。）。

（イ） 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。

追記 2

弊社エタノール製剤は、業務用食品添加物として製造販売しております。食品の安全・衛生を守るために、食品事業者の方に確実にお届けすることが弊社の責務です。

昨今、ネットショッピングのサイト等において、一般消費者でも購入可能な状態で弊社エタノール製剤が販売されていることがあります。法令上、一般用と業務用とでは義務表示事項が異なること、一般消費者の用途とは異なる製剤設計となっていること等にご配慮いただき、事業者の皆様におかれましては、弊社エタノール製剤の一般消費者向けの販売はお控えくださいますようお願い申し上げます。

2021年8月2日追記
株式会社ウエノフードテクノ

² 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品の使用について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000789597.pdf>